

名古屋市上下水道局ネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が所管する施設等（以下単に「施設等」という。）においてネーミングライツ事業を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

(ネーミングライツ事業)

第2条 ネーミングライツ事業は、当局が企業・団体等と協働して、新たな財源の確保及び施設等の魅力の向上に取り組むことにより、お客さま満足を高めることを目的として実施する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ
施設等に特定の愛称を命名する権利
- (2) ネーミングライツ・スポンサー
ネーミングライツを付与する相手方となる企業・団体等
- (3) ネーミングライツ事業
ネーミングライツを付与する対価として、ネーミングライツ・スポンサーから金銭（これに付随する物品又は役務の提供を含む。以下「金銭等」という。）を受け的事业

(愛称の条件)

第4条 ネーミングライツ事業の実施により命名される愛称には、次の各号に掲げるものを使用しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名
- (8) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他当局が適当でないとするもの

(ネーミングライツ・スポンサーの選定)

第5条 ネーミングライツ・スポンサーの募集は公募により実施する。

- 2 ネーミングライツ・スポンサーの募集にあたっては、次の各号に掲げる事項を明示した募集要領等を別途定める。
 - (1) 愛称の使用及び表示期間
 - (2) 応募資格
 - (3) ネーミングライツ付与の条件
 - (4) 応募方法及び提出書類
 - (5) 選定方法
 - (6) その他当局が必要と認める事項
- 3 ネーミングライツ・スポンサーは、次条に定めるネーミングライツ・スポンサー選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査の結果を踏まえ、上下水道局長が決定する。
- 4 前項によりネーミングライツ・スポンサーを決定したときは、遅滞なく当該ネーミングライツ・スポンサーとの間に契約(当局がネーミングライツを付与し、その対価としてネーミングライツ・スポンサーが金銭等を提供することを約するものをいう。以下同じ。)を締結する。

(選定委員会)

第6条 前条第3項の審査を行うため、選定委員会を置く。

- 2 選定委員会は、以下の各号に掲げる事項について審査し、応募者の中からネーミングライツ・スポンサー候補を選定し、その結果を上下水道局長に報告する。
 - (1) 愛称に関すること
 - (2) 愛称の看板等の掲出に関すること
 - (3) 対価の支払いに関すること
 - (4) 契約期間に関すること
 - (5) その他当局が必要と認める事項
- 3 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は企画経理部長をもって充て、委員は総務課長、経営企画課長、広報サービス課長、資産活用課長並びにネーミングライツを付与する施設等を所管する部庶務担当課長及び課室公所長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 選定委員会は、応募内容の妥当性等を検証するため、必要に応じて、財務やPR効果等に関する知識・専門性を有する外部有識者に助言を求めることができる。

6 選定委員会の事務局は、資産活用課に置く。

7 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(応募資格)

第7条 応募者又は応募者の運営する事業若しくは施設が次の各号に掲げるものに該当する場合は、当該応募者をネーミングライツ・スポンサーとすることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (3) 風俗営業類似の業種
- (4) 消費者金融事業
- (5) たばこ販売事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所その他それに類するもの
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続中の事業者
- (13) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (14) 国税及び地方税を滞納している事業者
- (15) 各種法令に違反しているもの
- (16) その他当局が適当でないと認めるもの

(名称変更に伴う費用負担)

第8条 ネーミングライツ事業による名称変更に伴う費用(契約期間満了時の原状回復を含む。)は、ネーミングライツ・スポンサーが負担するものとする。ただし、当局公式ウェブサイトの表示変更費用は当局が負担する。

(優先交渉権)

第9条 ネーミングライツ・スポンサーは、契約期間満了後の愛称使用継続に関して優先的に交渉することができる。

(契約の解除)

第10条 当局は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第4条及び第7条の規定に反する場合

(2) ネーミングライツ・スポンサーが、当局の名誉若しくは信用を失墜させ、又は当局の業務若しくは事務を妨害し若しくは停滞させるような行為を行った場合

(3) ネーミングライツ・スポンサーが破産手続、再生手続又は更生手続開始の決定を受けた場合

(4) ネーミングライツ・スポンサーに、社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じた場合

(5) ネーミングライツ・スポンサーが指定の期日までに金銭等を提供しない場合

(6) 当局の業務上やむを得ない事由が生じた場合

2 ネーミングライツ・スポンサーは、やむを得ない事由が生じた場合には契約の解除をすることができる。この場合においては契約を解除する6か月前までに契約の解除を申し出るものとする。

3 第1項(第6号に該当する場合を除く。)及び前項により契約が解除された場合、ネーミングライツ・スポンサーが既に提供した金銭及び物品は返還しないものとする。

4 前項の規定による措置は、契約の解除による損害賠償の請求を妨げない。

(原状回復)

第11条 契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、ネーミングライツ・スポンサーは、自らの負担により、施設等に自ら加えた愛称看板等を撤去し、当局が指定した日までに原状に復するものとする。ただし、当局が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附則 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。